

## 審議会資料一覧

- 1 長野県食と農業農村振興審議会委員名簿 ······ P 1
  - 2 長野県食と農業農村振興審議会座席表 ······ P 2
  - 3 審議会傍聴要領 ······ P 3
  - 4 長野県食と農業農村振興の県民条例 ······ P 5
  - 5 意見・提言の整理表 ······ P 1 1
  - 6 農業者戸別所得補償制度の概要について ······ P 2 2
- 

別冊 平成 21 年度実績年次報告  
「長野県食と農業農村振興計画レポート」

別冊 参考資料  
「長野県食と農業農村振興計画達成指標の進捗状況」

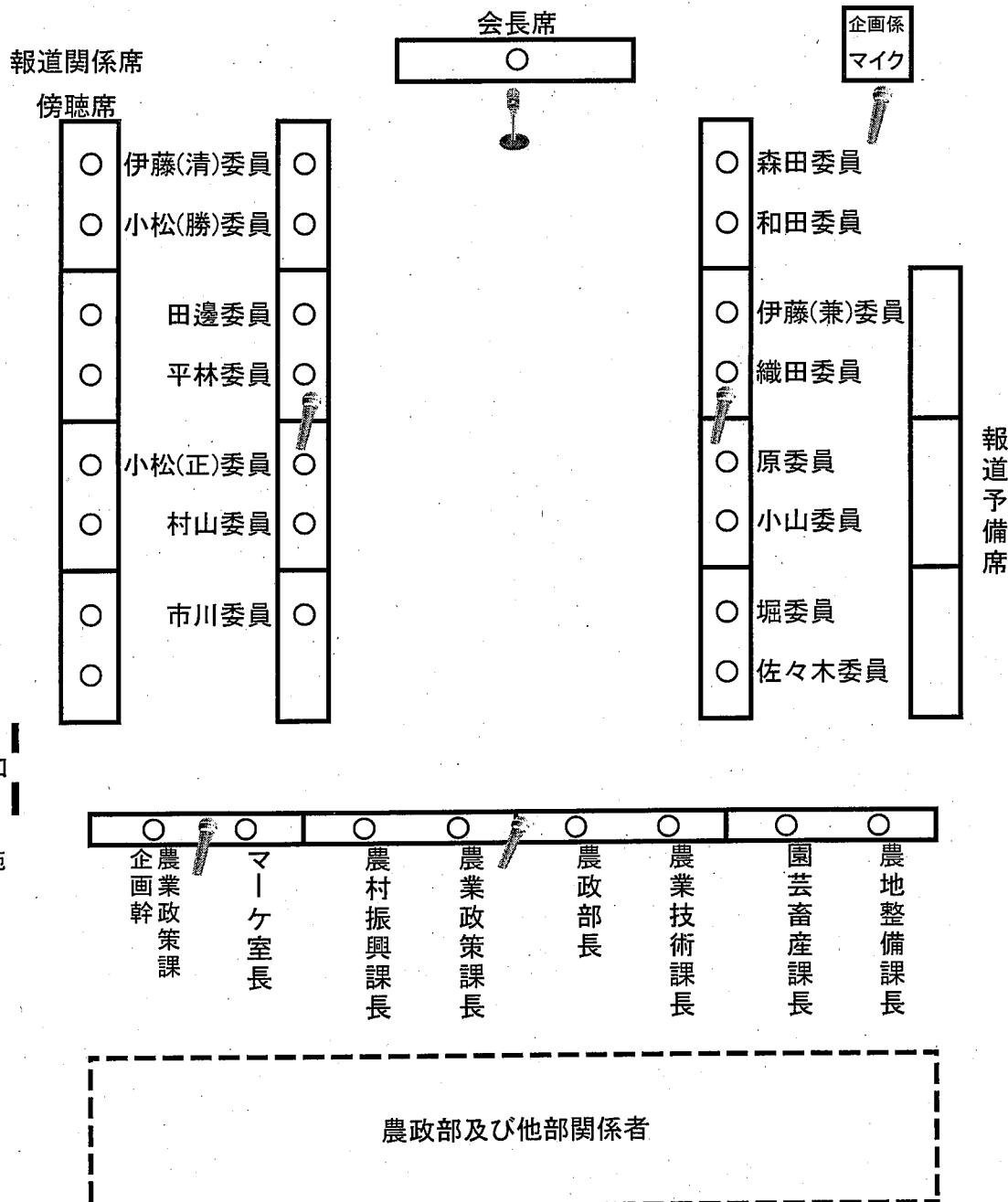
「平成 22 年度長野県食と農業農村振興審議会」委員名簿

【敬称略／区別・五十音順】

	氏名	現職	地区	区分
1	いとう きよと 伊藤 清人	県農業經營者協会長	下伊那	農業者の代表 (4人)
2	こまつ かつみ 小松 勝文	小松加工所	下伊那	
3	たなべ かずひろ 田邊 一弘	特定農業法人(有)ライスファーム野口代表取締役社長	北安曇	
4	ひらばやし みこ 平林恵美子	県農村生活マイスター協会長	松本	
5	こまつ まさとし 小松 正俊	JA長野中央会専務理事	長野	農業協同組合・農業委員会・その他関係団体代表 (3人)
6	むらやま ひろとし 村山 博俊	県農業会議副会長、松本市農業委員会長	松本	
7	いちかわいいちろう 市川貞一郎	県土地改良事業団体連合会常務理事	長野	
8	すげのや あきら 菅谷 昭	県市長会経済部会長、松本市長	松本	市町村の代表者 (3人)
9	ふじはら ただひこ 藤原 忠彦	全国町村会長、川上村長	佐久	
10	しみず きよし 清水 澄	原村長	諏訪	
11	もりた つねお 森田 恒雄	長野県議会議員	下伊那	県議会議員 (2人)
12	わだ あきこ 和田 明子	長野県議会議員	長野	
13	いちば さちこ 市場 祥子	(社)全国学校栄養士協議会会长	上小	消費者の代表者 (4人)
14	いとう かねひこ 伊藤 兼彦	(社)長野県調理師会理事、民宿つたむらや社長	木曾	
15	おだ ふじこ 織田ふじ子	県消費者の会の連絡会副会長	松本	
16	はら かじ 原 槩	長野県食生活改善推進協議会顧問	北信	
17	こやま こうさく 小山 光作	(株)マツヤ取締役社長	長野	食品流通事業者の代表者 (2人)
18	ほり ゆういち 堀 雄一	県青果卸売市場連合会長、長野県連合青果(株)代表取締役社長	上小	
19	ささき たかし 佐々木 隆	信州大学農学部教授 職務代理委員	上伊那	有識者 (2人)
20	しらと ひろし 白戸 洋	松本大学総合経営学部教授	松本	

※印は都合により欠席された委員

# 長野県食と農業農村振興審議会 座席表



## 「長野県食と農業農村振興審議会傍聴要領」

### 1 傍聴の手続き

- (1) 審議会の会議の傍聴を希望するものは、会場受付で、氏名及び住所を記入の上、会議の開始までに所定の席に着席すること。
- (2) 傍聴希望者が、傍聴席の数を超えた場合は、先着順により傍聴者を決定すること。

### 2 傍聴者の遵守事項

- (1) 傍聴者は、静粛に傍聴することとし、発言したり、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向を表明したりしないこと。
- (2) 傍聴者は、会議の撮影、録音等を行わないこと。
- (3) 傍聴者は、上記のほか、会議の支障となる行為をしないこと。
- (4) 遵守事項に違反した場合には、傍聴を認めないこと。
- (5) その他、審議会会長の指示に従うこと。

## 「審議会等の設置及び運営に関する指針」(抄)

### 第5 審議会等の会議の公開

審議会等の会議は、原則として公開することとし、公開に当たっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴及び会議結果の公表の方法により行うこと。
- (2) 会議の傍聴は、審議会等の長が、会議場に一定の傍聴席を設けて、希望する者に傍聴を認めることにより行うこと。
- (3) 審議会等の長は、傍聴を認める会議の開催に当たっては、あらかじめ審議会等の名称、開催日時、場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続等を各種広報媒体を通じて県民に周知すること。
- (4) 会議結果の公表は、議事録等及び会議資料を公表することにより行うこと。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、審議会等の長がその会議に諮って非公開の決定を行うことができること。なお、非公開の理由の開示を求められた場合には、それを明らかにすること。
  - ア 長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）第7条各号に定める非公開情報について審議する場合
  - イ 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められる場合

## 「審議会等の設置及び運営に関する指針の制定及び運用について」(抄)

### 6 会議の公開

公開又は非公開の決定は、会長が会議に諮って行う。あらかじめ会議に諮ることができない場合は、各委員の意志を確認の上、事前に決定のこと。

### 7 会議の傍聴

各審議会等ごとの傍聴要領を定めて傍聴を認めること。別紙4の「傍聴要領(例)」参照。

傍聴者は、会長の許可なく会議の撮影、録音等を行わないこととされたい。

### 8 会議開催の周知

県ホームページに情報掲載するとともに、その情報を行政情報センター（コーナー）の「審議会等開催情報」ファイルに備え付けること。

### 9 会議結果の公表

- 県ホームページに情報掲載するとともに、その情報を行政情報センター（コーナー）の「〇〇審議会の議事録及び会議資料」ファイルに備え付けること。
- 14年2月以降に開催するものから会議結果について公表することとされたい。
- 議事録、議事要旨の公表に当たり、発言委員の氏名の公表については、各審議会等が個別に判断の上決定されたい。

# 長野県食と農業農村振興の県民条例

平成 18 年 3 月 30 日条例第 25 号  
改正 平成 20 年 12 月 18 日条例第 49 号

長野県食と農業農村振興の県民条例をここに公布します。

## 長野県食と農業農村振興の県民条例

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則(第1条—第8条)

#### 第2章 食と農業及び農村の振興に関する基本的施策(第9条—第 24 条)

##### 第1節 食と農業及び農村振興計画(第9条)

##### 第2節 食と農業及び農村の振興に関する施策(第 10 条—第 24 条)

#### 第3章 長野県食と農業農村振興審議会(第 25 条—第 31 条)

#### 第4章 補則(第 32 条)

#### 附則

りん  
山高く、水清く、凜とした空気の本県は、南北に長い広大な県土と、四季の変化に富んだ自然環境のもと、たゆみない農業者の努力により、全国有数の食の供給県として発展してきた。

また、本県の農業及び農村は、人々の命の源となる食料を生産するとともに、県土の保全、水資源のかん養、日本のふるさとの原風景としての景観の形成、文化の継承、食文化の形成等多様な役割を果たしており、地域に住む人々の生活の場であるとともに、訪れる人に明日への活力とやすらぎを与えてきた。

しかしながら、近年、本県の農業及び農村を取り巻く情勢は、輸入農産物の増加、農畜産物の価格の低迷、環境対策への対応、遊休農地の極端な増加等大きく変化しており、さらには、食の安全の確保、食育の重要性や食文化に対する関心の高まり等新たな農業及び農村の創造に向けての対応が求められている。

こうした中で、本県の豊かな緑への貢献を始めとする農業及び農村の多面的機能に対しての県民の理解をさらに深めるとともに、農業及び農村の再生のために、生産から消費までの各段階で、それぞれの役割に応じた適切な取り組みと連携を行うことが必要である。

このような認識に基づき、本県の食と農業及び農村の振興について、広く県民が参加する基本的な姿勢を示すとともに、地域の可能性や実情に即した計画を定め、実効性ある施策を具体化するため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

**第1条** この条例は、食と農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びこれに基づく施策の基本となる事項を定め、並びに県、農業者、食品産業等に関する事業者(以下「事業者」という。)等の責務等を明らかにすることにより、食と農業及び農村の振興に関する

施策を総合的かつ計画的に推進し、もって食と農業及び農村に対する県民の理解を深めるとともに、環境と調和した本県農業及び農村の持続的発展並びに本県経済の健全な発展を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、安全で安心できる良質な食料が安定的に供給されなければならない。

- 2 食料の供給は、農業経営の安定化を図りつつ、自給率の向上、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する県民の需要に即して行われなければならない。
- 3 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農畜産物の供給の機能以外の多面にわたる機能(以下「多面的機能」という。)については、県民生活及び県民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に發揮されなければならない。
- 4 農業については、その有する食料その他の農畜産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、県内各地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わされた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。)が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。
- 5 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農畜産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に發揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食と農業及び農村の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び市町村等と連携を図るとともに、農業者及び農業関係団体、事業者、消費者及び消費者団体等と協働するよう努めなければならない。

(農業者及び農業関係団体の役割)

第4条 農業者及び農業関係団体は、自らが安全で安心できる良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に自ら主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 農業者及び農業関係団体は、農業生産活動に当たっては、自然と共生する農業を目指し、環境保全型農業の実践に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念を踏まえ、消費者に対する安全で安心できる良質な食料の安定的な供給に努めるとともに、県産農畜産物の利用の推進に努めるものとする。

(消費者及び消費者団体の役割)

第6条 消費者及び消費者団体は、食と農業及び農村の果たす役割に対する理解を深め、健全な食生活の重要性を認識するとともに、県産農畜産物の消費及び利用を推進すること等により、食育及び食文化の発展に積極的な役割を果たすものとする。

(財政上の措置)

第7条 県は、食と農業及び農村の振興を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第8条 知事は、毎年、県が講じた食と農業及び農村の振興に関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

## 第2章 食と農業及び農村の振興に関する基本的施策

### 第1節 食と農業農村振興計画

第9条 知事は、食と農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、数値目標等を示し、食と農業農村振興計画(以下「振興計画」という。)を定めなければならぬ。

- 2 知事は、振興計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、長野県食と農業農村振興審議会の意見を聴かなくてはならない。
- 3 前項の規定は、振興計画の変更について準用する。

### 第2節 食と農業及び農村の振興に関する施策

(農業経営の安定等)

第10条 県は、農業経営の安定及び多様な発展を図るため、経営所得安定対策・価格対策及び農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農畜産物の生産及び供給等)

第11条 県は、安全で安心できる良質な農畜産物の生産及び供給を促進するため、農薬、肥料等の適切な使用、食品の表示の適正化その他必要な措置を講ずるとともに、農畜産物の流通及び加工の過程における衛生管理及び品質管理の高度化その他の農畜産物を利用した商品の流通及び加工の体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

(環境と調和し共生する農業の推進)

第12条 県は、環境と調和し共生する農業の推進を図るため、農業者等が行う有機物資源を活用した土づくりの促進等農業の自然循環機能の維持増進その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした農業の促進)

第13条 県は、立地条件、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、需要に即した農畜産物の生産、品質確保のための技術の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(農村及び中山間地域等の総合的な振興)

第 14 条 県は、農村及び中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。)の総合的な振興を図るため、生活環境の整備による定住の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業生産基盤の整備等)

第 15 条 県は、農畜産物の安定した生産を図るため、地域資源の保全に配慮しつつ、農業生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保、遊休農地の活用、有害鳥獣対策その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業技術の向上)

第 16 条 県は、農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全及び農業生産性の向上のための農業技術の開発等を推進し、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業の担い手の確保等)

第 17 条 県は、意欲ある農業の多様な担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、農業に関する教育及び研修の実施、就農支援、農業経営の法人化及び集落営農等多様な農業経営形態の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(農畜産物の販路の拡大等)

第 18 条 県は、農畜産物の付加価値の向上及び販路の拡大を図るため、産地銘柄の確立、事業者との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業関係団体との連携強化)

第 19 条 県は、農業の持続的な発展を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の育成及び確保、農畜産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

(消費者団体との連携強化)

第 20 条 県は、県民が県産農畜産物への理解を深めるとともに、地産地消(県産農畜産物を県内で消費し、又は利用することをいう。)及び旬産旬消(旬の農畜産物を旬の時期に消費することをいう。)を推進するため、消費者団体との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

(都市と農村との交流の促進)

第 21 条 県は、活力ある農村の自律を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(多面的機能に関する県民理解の促進)

第 22 条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、その多面的機能に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(食育の推進)

第 23 条 県は、健全な食生活の実現を図るため、家庭、学校、地域社会等において、望ましい食習慣、食の安全、地域の食文化等に係る情報の提供、食農教育に関する人材の育成その他必要な措置を講ずるものとする。

(地産地消の推進)

第 24 条 県は、地産地消及び旬産旬消を推進し、県民が安全で安心できる良質な県産農畜産物を定期的かつ安定的に購入できるよう、県産農畜産物の生産及び流通体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 長野県食と農業農村振興審議会

(設置)

第 25 条 食と農業及び農村の振興に関する重要事項を調査審議するため、長野県食と農業農村振興審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第 26 条 審議会は、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

- (1) 振興計画の策定に関する事項
- (2) 県が実施する食と農業及び農村の振興に関する施策に関する事項
- (3) その他食と農業及び農村の振興に関する重要事項

(組織)

第 27 条 審議会は、委員 20 人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。ただし、地方事務所の管轄区域ごとに少なくとも1人以上は任命するものとする。

- (1) 農業者の代表者 4人
- (2) 農業協同組合、農業委員会、その他農業関係団体の代表者 3人
- (3) 市町村の代表者 3人
- (4) 県議会議員 2人
- (5) 消費者の代表者 4人
- (6) 食品産業、流通産業等の事業者の代表者 2人
- (7) 食料、農業又は農村に関し優れた識見を有する者 2人

一部改正[平成 20 年条例 49 号]

(任期)

第 28 条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 29 条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 30 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。

(部会)

第31条 審議会に、地方事務所の管轄区域ごとに部会を置くものとする。

第4章 補則

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成20年12月18日条例第49号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

## 農業施策に対する委員からの事前の意見・提言(要約)

番号	施策の展開方向	地区名
番号	基本方向1 多様な担い手が元気に活躍する農業・農村	地区名
1	集落営農は本当に進展しているのか。運営の代表となる経営者の負担増で長続きするのか	森田委員
2	農業従事者の高齢化が進行する中、次世代を担う意欲と情熱溢れる若い就農者の確保・育成が急務	田邊委員
3	就農相談会には、多くの希望者が集まっているが、求人側としては即戦力の就農者を求めており、農業各分野別に専門的指導講座等の開設が必要	田邊委員
4	各種講座の開設についても、開催場所を増やし参加しやすい環境作りが必要	田邊委員
5	認定農業者への支援については各種施策が講じられているが、農業者の資質向上に向けた取組と、農業者への事業内容の周知方法を考慮すべき	田邊委員
6	就農者に対する生活支援の充実を検討できなか	平林委員
	基本方向2 競争力のある付加価値の高い農畜産物を生産する農業・農村	
7	1 等米生産比率全国一とあるが、現場では反収が減り農家所得はマイナスとなっている。指導に疑問を持つ。	森田委員
8	減反の画一的実施は不毛作地を増幅していることから、検討が必要	森田委員
9	台湾については、時を待たなければならないが、かつて二十世紀梨等、アメリカ、ヨーロッパ、中国に輸出して高値販売された。今後の対応は。	森田委員
10	夏秋イチゴの山間寒冷地での生産拡大指導が必要 (例えば、かつて大鹿村において普及センターの指導で、キュウリ、バセリを栽培して効果があった)	森田委員
11	レンゲ作、直接鋤込稻作栽培の普及を図ったらどうか	森田委員
12	長野県で口蹄疫が発生した場合の対応策については関係機関に周知されているものであるが、一般県民にもどのような対応が必要なのかを広報すべき	田邊委員
13	アスパラガスの生産拡大と凍霜害対策の取組が必要 ・長野県野菜の春の顔であり、全国の市場から要望のあるアスパラガスが増えてこない。県は新品种を出し、JAの種苗センターでは毎年大量のアスパラ苗が生産されているのに生産量が増えてこない原因はどこにあるのか分析し、取組を強化すべき	堀委員
14	伝統野菜の認定は、昔から受け継がれてきた野菜に付加価値を付けた産地づくりと地域おこしであるから、地域が守り、地域が次世代へ継承していくべきもので、後継者の育成を考える時、幼児を含めた各世代への普及浸透が重要 また、伝統野菜の利用方法や料理方法をもっと周知し、さらに需要を高めていくことと、生産者同士の連携が生産を高め、意欲を高め、今後の発展に繋がる	原委員
15	高齢者は、農業において豊富な経験と知識、技術を持っています。この高齢者がその地域性を活かした個性的な農業を「生きがい農業」として取り組むこと、それを加工して高付加価値化を図ることに対する積極的な指導が必要	小松(勝)委員

## 農業施策に対する委員からの事前の意見・提言(要約)

番号	施策の展開方向	地区名
	<b>基本方向3 消費者と食の絆を結び豊かな食生活を育む農業・農村</b>	
16	学校給食に米粉パンの普及を更に図ることが必要	森田委員
17	・地産地消を推進することは、重要なことではあるが、地場消費だけでは長野農業の活力づくり、計画達成は難しい ・本県農業は、素晴らしい気候、風土、高い技術により大都市から注目され、外貨を獲得して拡大してきた。再度攻めの農業に向けた産地づくり、マーケットから注目される次の一手が欲しい ・直売所の数が増えすぎており、供給過剰となっている。小売店、直売所ともに価格競争により経営不安定となっており、直売所の出店支援は見直す時期に来ているのではないか	堀委員
18	・長野県には品種改良された優良な小麦が多くありながら、生産が伴わず消費者のニーズに答えられない現状から、県産米を使った米粉の普及が重要。特に一般住民への消費拡大が急務。 ・県は研修・啓発を実施しているが、専門家中心ではなく底辺を広げ、住民への啓発・普及・浸透を図り、伝達し、食生活に密着したものにしていくことが必要	原委員
19	食育ボランティアが行う幼児・児童・生徒等への伝統食文化の継承や食育活動は学校からの要請も年々高まっており、今後も人材育成が必要	原委員
20	・食育と地産地消の推進には、学校における食育との連携が必要 ・食育基本法は次代の人材育成が一番のねらいであり、命の大切さや食の大切さに気づき、生産にも触れて豊かに食物が育つ自然への畏敬の念やふるさとへの愛着心も育むことが願われている。最近は子どもたちの農業への関心も高まっていることから、この教育が推進されれば担い手の育成にもつながる ・学校給食での地場産物活用について取りまとめをする第3セクター的な機関の設置や、子どもの食育を進めるための学校・栄養教諭・学校栄養職員等との連携により、食育ボランティア等のより効果的な活動等を検討していくことが重要 ・人材育成をねらったこの政策はしばらくは継続されると思うので、中長期的に見通した対策が必要	市場委員
21	長野県では、加工品ごとに1つの部屋がないと許可が出ないと許可を取ることが難しい。他県では、ジャムや果実のシロップ漬けなど、加工品の種類によっては許可が不要なものもあるが、県で許可要件の緩和を検討できないか	平林委員
	<b>基本方向4 環境と調和し地域が輝く元気な農業・農村</b>	
22	野生鳥獣被害総合対策事業について 田畠の周囲に草木や樹木が茂り、野生鳥獣が田畠に出没しやすくなっている。緩衝帯、農地周辺環境の整備については、町村役場では予算が少なく、年に少面積しかできない状況。 森林税もあることから、県からの支援が必要	伊藤(兼)委員
23	遊休農地活用総合対策事業について 田畠が野生鳥獣によって荒らされ、山際の田畠が耕作放棄地が増えている。畑作物の収穫間際の野菜を荒らされ食べられることが続くと生産意欲が失われ、耕作放棄地が多くなる。元の環境に戻す必要があることから、市町村・県・国が連携し、この問題に取り組む必要がある	伊藤(兼)委員
24	野生鳥獣被害が拡大し、鳥獣に農業、農家が追い出されている現状への対応が必要	森田委員
25	低農薬栽培は、病気、害虫に対する効果が疑問で価格高。効果低下で農家に負担増を強いてないか。	森田委員
26	長野県の遊休農地は17,000ha（耕地面積の17%）で、全国的にも多い。特に優良果樹園の荒廃園対策は緊急を要する課題。 そんな中、川中島ではJA関連の職場を退職した10人衆が耕作放棄寸前の圃場を管理し、後継者が出来るまで引き受ける事業を展開している。この様な取組を全県に広げる活動が必要	堀委員

委員名 藤原 忠彦

## 県が講じた施策及び今後の農業施策推進などに関するご意見・ご提言について

長野県農業を取り巻く厳しい現状を反映して「食と農業・農村の経済努力目標の進捗状況」は、厳しい状況にあるが、持続可能な農業生産のためには、「長野県の農業農村総生産額」を全体として「どの程度のものとするか」について、農作物別の生産状況とその傾向を把握することはもとより、本年の農林業センサスの結果などにより、農家数、農家人口、農業従事者数とその年齢構成、経営耕地面積等を分析するとともに、日本の人口、年齢別構成、消費者等の動向も踏まえて、再検討するべきものではないでしょうか。

また、デフレが進行する中では、国内総生産（GDP）の実質成長率が名目成長率を上回り、「名目」と「実質」とのかい離が生じるので、「名目」で策定した「長野県の農業農村総生産額」の目標は、時点修正していく必要があるものと考えます。

今後の施策としては、広い長野県の異なる気候や土壤等の地域性に適合した農業が展開できるよう、試験研究機能をさらに充実しつつ、消費者ニーズを常に捉え、その視点からブランド力を高めるとともに、商工労働部や観光部とも連携して、観光客への提供やアンテナショップの設置等の効果的なPR事業を展開することにより、農産物の付加価値向上と販路の拡大に積極的に取り組んでいただきたいと思います。



# 農業施策に対する地区審議会での意見・提言

番号	施策の展開方向	地区名
	<b>基本方向1 多様な担い手が元気に活躍する農業・農村</b>	
1	若い後継者に配偶者がない。 青年への婚活のサポートが必要	佐久
2	小規模農家への支援が必要	上小
3	地元野菜を子供達が好きになるきっかけとなるよう、学校で野菜を作らせ、自分で作った野菜のおいしさを体験する食農教育を教育委員会等に働きかけ実施したらどうか	諏訪
4	どこかの機関・団体で新規就農者（Iターン、Uターン、後継者等）の状況を把握して、その情報を共有化することが必要	諏訪
5	現在の生産者は、75歳以上が主力。後継者の確保対策が重要	上伊那
6	20代の若い子が農業に興味を持っている。農業で食べていいけるという実績があれば、それをアピールすべき	上伊那
7	営農組合は、法人化し、農地の集積を行い合理化して経営しているが、条件不利農地が多く集まり、厳しい状況にあることから支援が必要	上伊那
8	農家子弟を対象にした支援策が必要	下伊那
9	小さな畑（規模）では経営がなりたたない。価格も安い。法人化や規模拡大の指導や方向性を示し、経営をまとめていくことが果樹経営は必要	下伊那
10	中山間地域では耕作放棄地が増えている。これからは農産加工も含め、農業法人を育て機能してもらうことになると思う。農業法人化に力をいれるべき	下伊那
11	集落営農活動について、現在活躍している人の年齢を見ると、将来人材の面で破綻してしまう。継続できる仕組みづくりが必要	下伊那
12	地域農業を維持するため集落営農や法人化を一層推進することが必要	木曽
13	生産力の向上には、担い手の確保が必要【流通関係者】	松本
14	農業をやりたくても、条件の良い農地が見つからないことから、県で情報提供できる体制を望む【市町村】	松本
15	担い手が経営品目を改善、新たな事業展開を図る時に（例えば、米から園芸品目のアスパラガス、花き等へ）作付体系を転換する際の助成策が必要	北安曇
16	水田作農家の機械導入に伴い、管理が行き届かない作業部分の支援策が必要	北安曇
17	担い手不足の地域では、集落営農組織の設立を推進すべき	北安曇
18	担い手が農業を業として生活ができる経営安定への支援が必要	北安曇
19	農業へ新規参入する場合には多額の資金が必要になるが、例えば、養子に入つてもらえばその負担がなくなるので、そのための婚活事業も進めたい（市町村の代表）	長野
20	農業経営指標は実態とかなり乖離があるように思えることから、何をどれくらい作れば、どれくらいの所得が得られるか、現実にあった指標づくりが必要（農業関係団体）	北信
21	農業は儲からないと言っていても前に進まない、農村生活は豊かな心を持てるすばらしいものがある、リストラの心配もない、みんなで取り組んでいくことが大切（農業者）	北信

# 農業施策に対する地区審議会での意見・提言

番号	施策の展開方向	地区名
	基本方向2 競争力のある付加価値の高い農畜産物を生産する農業・農村	
22	地元産米粉の微細粉がなかなか手に入らない 入手しやすくなれば米の過剰作付け解消にもつながるのではないか	佐久
23	ブロッコリーの病害が増えているのでテコ入れしてほしい	佐久
24	佐久地域ではシナノゴールドは酸味が問題だが、シナノドルチェは有望でありつがるの代替になるのではないか ピッコロとブッチは学校給食に適しているので、佐久地域でいち早く取り組めばどうか	佐久
25	果樹園について、高齢者で後継者のいない園が多い 園の評価制度ができていないため適正価格が付けられず流動化しない また、古い果樹園は、抜根整地して新規化栽培としたほうが良い	佐久
26	口蹄疫問題については、地域の生活に係わるものであり、農政だけでなく、地域全体で取り組まれたい	佐久
27	6次産業化したいのはやまやまだが、難しい 良い事例があれば紹介してほしい	佐久
28	遊休農地解消対策を含めクルミの作付拡大が必要	上小
29	「生産振興」「農家の生産意欲向上」につながるので、麦・大豆等の全国規模共励会への参加の道を開くべき	上伊那
30	個人では、なかなか面積が伸ばせないが、法人であれば一気に伸ばすことは可能で計画の達成にもつながる そういう部分の支援をすべき	上伊那
31	雑草イネが課題となっている、水稻直播栽培の推進は検討が必要	上伊那
32	口蹄疫に対する認識について、農業関係者だけでなく、地域全体の理解を得る活動をすべき	下伊那
33	果樹の病気に火傷病がある。口蹄疫同様発生すれば大きな被害が発生する。今から対応の検討が必要	下伊那
34	果樹経営支援対策事業でりんご以外の品目についても定額支援が必要	下伊那
35	品目毎に「食と農業農村振興計画モデル農場」を作ったらどうか	下伊那
36	中央家畜市場のセリシステムを早期に改修されたい	木曽
37	信州サーモンの寿司は、絶品のおいしさであり、もっと多くの店でPRしたほうが良い【消費者】	松本
38	地元に伝統野菜があっても、京野菜のように知名度が高くないことから、ブランド力のアップが必要【消費者】	松本
39	普及センターは、より一層農家と密着した普及活動をお願いしたい【市町村、農業団体】	松本
40	機械化栽培体系を進めてきた水田転作作物に対する施策が方向転換され、梯子を外された感があるので対応策が必要	北安曇
41	水田転作に協力しない生産者を抱え、周辺へツケを回している実態が続いている ペナルティを課すなど悩みを解消できる何らかの方策はないか	北安曇
42	水田転作としてそばを推進しているが、米に代わるそばの所得補償が全く見えていない 村としての限界があるので支援が必要	北安曇

# 農業施策に対する地区審議会での意見・提言

番号	施策の展開方向	地区名
43	園芸作物は手間（労働時間）がかかり、集落営農組織で取り組んでも勘定に合わないのが現状 売り先やマーケティングを考えしていくことが必要	北安曇
44	アスパラガスの共同集荷選別出荷体制及び選別、結束機の導入への支援が必要	北安曇
45	山菜（ワラビやウツブキ）ときのこの生産振興について観光産業と併せて進める、JA、県にも支援願いたい	北安曇
46	米以外の新たな品目を振興するには組織づくりを積極的に進めが必要	北安曇
47	土づくりに関して、緑肥作物の導入や、生ゴミの活用など、地域資源を活用すべく、JAと行政の一体となった地域循環型仕組みづくりが必要	北安曇
48	消費者が何を求めているか？ブランド化を図り、定着化するような取組を県マーケティング室で 調査し振興していくことが必要 適地適作（生産者側の都合）だけでなく、B級品が求められる傾向も考慮して、消費者の求めて いる事を把握して対応すべき	北安曇
49	シナノゴールドについては、苦労して栽培しても販売面も含め結果がでないことから、今後の推 進方向やPR方法等の検討が必要（農業委員の代表）	長野
50	シナノゴールドはおいしいりんごであるので、消費者モニタリング調査を実施して、販売戦略を 立てることが必要（農産加工の代表）	長野
51	新わい化栽培の導入を進めているが、高齢農家が多い状況下では、導入に踏み切れないで、現 在の樹体を利用し、高齢者でも省力できる樹形管理技術など、二極化した指導を実施すべき（農 業者の代表）	長野
52	アスパラガスの生産が年々低下してきているが前から分かっていたことではないか。売れる物、 価格の取れるものを目指すべき。 多少高くても価値のあるものは売れる。そのためにはマーケティングが重要。長野県の農産物 は売れないのではなく、売っていない、売り込みをしていない。	北信
53	戸別所得補償もよいが、その替わり機械導入等の補助事業が無くなり規模拡大がしにくくなつた 農産物価格が下がって、農業は儲からなくなつてきており、悪循環となつていて（農業者）	北信
54	県の補助事業で、あまり要件を絞って欲しくないところがある 例えば新品種導入でりんご3兄弟が対象となっているが、「ふじ」も欲しい、また「つがる」の前 に出荷できる「夏あかり」も欲しい、「シャインマスカット」も数年たてば安くなってしまう (流通関係者)	北信

# 農業施策に対する地区審議会での意見・提言

番号	施策の展開方向	地区名
	<b>基本方向3 消費者と食の絆を結び豊かな食生活を育む農業・農村</b>	
55	学校給食コーディネーター制度について、各市町村毎にアドバイスをいただきたい 学校給食への食材提供については、生産品目の少ない（1品目の規模が大きい）農家にとっては、少量を学校へ届ける手間がかかり困難であり、配送職員の配置（補助金で）が必要	佐久
56	食育について、多品目を摂取するよう指導している 食材については県産品をPRしたいので、供給の方をお願いしたい	佐久
57	信州の野菜を食べたいと言う宿泊客の要望は強いが、ホテル・旅館等が食材を欲しい時と生産者が販売したい時とのマッチングができていないことが多い	諏訪
58	マーケティング室を充実し、JAと一体となって農産物PRになるような販売戦略を行うべき	上伊那
59	以前は、農家は作れば（採れば）売れたが、今は、生産者の販売への参加が必要 観光農園も一つの方法であり、そういった、農家の販売への取組への支援が必要	上伊那
60	農業が命を維持する大切な産業であるということが浸透していないことから、浸透への取組強化が必要	上伊那
61	振興計画は、農産物を増産する計画となっているが、売れることが前提 増産計画をたてるのであれば販売の拡大が必要	上伊那
62	学校給食へ供給される農産物には機械の規格に合わないものがあり、現場の調理される方が苦労している 生産者と調理場の調整が必要	下伊那
63	体験や観光農園に適する栽培品目を指導されたい	木曽
64	直売所での販売期間を延長するため、簡易な栽培施設への補助の充実が必要	木曽
65	生産者と実需者が顔の見える関係を築いて、需要に応じた農産物を供給できる流通体制の構築が求められる【流通関係者】	松本
66	学校給食で出されているリンゴがおいしくないと聞くが、加熱している実態があり、学校での提供方法に問題がある【農業団体】	松本
67	浅間温泉など有名な観光地を抱えているが、宿泊客への野菜料理の提供量が少ないと感じる 地元野菜の積極的な活用についてのコーディネートが必要【流通団体】	松本
68	地産池消というが、地元直売所には夏はスイカくらいしかなく、県外産農産物の売り場が多く占めている 何とかならないのか【消費者】	松本
69	試食で出された食材の評価：【消費者】 「米粉パン」：米ぬかを混ぜた方が栄養価が高いと思う 「飼料用米をエサにしたゆで卵」：色も味も淡白 「低温殺菌牛乳」：コクがあっておいしい	松本
70	アスパラガスを共選共販し、地域の学校給食への提供に取り組むべき	北安曇
71	安全・安心を積極的にPRし、環境にやさしい農業の取組と消費者との交流会の実施が必要	北安曇
72	直売所が各地にできているが、将来的には過剰になるのではないか 県として直売所設置のあり方を検討すべき（農産物流通の代表）	長野
73	6次産業化の推進のためには、直売所は大切であり、農政では推進している 一方、都市計画法では規制がかかるなど、推進するのも県、規制するのも県といったことが現場では生じているので、調整を行っていただきたい（農業者の代表）	長野

## 農業施策に対する地区審議会での意見・提言

番号	施策の展開方向	地区名
74	消費者の中には、その商品を購入することで社会にどの様な影響をもたらすか考えている消費者がいるので、例えば、この商品を購入すれば食糧自給率が向上するなど様々な情報を伝えることが必要(消費者の代表)	長野
75	麻布十番農林産物まつりは、消費者等とよい交流ができるのでよい企画である 今後、出品者の労働環境改善のために屋根が欲しい(農産加工の代表)	長野
76	農商工連携による新商品開発に取り組んでいただきたいと、加工品の消費者テストは、新商品を開発する上で役立っている(農産加工の代表)	長野
77	食品製造業と連携した加工品の開発など農家が少しでも元気が出る取組を推進したい(市町村の代表)	長野
78	地産地消は誰のために行うのか。学校給食において夏野菜は、提供する手間やロスが多く、やる意味がない センター方式では無理があるので、まずは自校給食で、進めて欲しい(農業者の代表)	長野
79	旅館業を営み旅館で出す野菜を作っているが、農家へは農産物の生産販売状況や病害虫防除の対策等の情報が行くが、素人農家へは情報が来ない 情報の提供をして欲しい (消費者関係者)	北信
80	観光客に地場の食材を提供するには、生産者や観光業者、流通業者に入ってもらい実際的なことを真剣に取り組むことが必要(観光業者)	北信
81	農商工連携で、生産者と地元加工業者等を対象に会議を開催した。行政がどこまで入り込んでよいものか、マッチングをどうやるか課題となっている。(市町村関係者)	北信

# 農業施策に対する地区審議会での意見・提言

番号	施策の展開方向	地区名
	<b>基本方向4 環境と調和し地域が輝く元気な農業・農村</b>	
82	遊休農地の解消面積の目標について、実績とかけ離れていおり、森林化している所もある 解消しても、その後利用されるか心配であり、単に農地に戻すことを進めるだけでなく、地域の特性を活かすことが必要	佐久
83	エコファーマーは人に対する認証であるが、環境にやさしい認証は、農産物に対しての認証であって、農産物に対する安全性は環境にやさしい認証の方がはるかに高い エコファーマーから環境にやさしい認証制度へのステップアップを図るとともに、消費者への認定制度のPRをすべき	諏訪
84	鳥獣害被害により生産意欲がそがれている 農業者が安心して生産に取り組めるよう、鳥獣害被害対策を行うべき	上伊那
85	鳥獣害防止施設は、高齢者が管理しやすい施設にすべき	上伊那
86	中山間地域農業直払制度は、第3期対策から条件が緩和されたが、さらに高齢者に配慮した措置をすべき	上伊那
87	鳥獣被害は深刻でこのままでは生産意欲がなくなり農地の遊休化が一層進行する 国が交付金を削減してきたことから、予算の確保が必要 また、国の予算確保が厳しい場合は県単独予算化をすべき	下伊那
88	耕作放棄地が増えているが、荒らしていて貸そうとしない人がいる 地域をあげて農地を活かす取組が必要	下伊那
89	獣害対策を充実すべき	木曽
90	消費者は、堆肥を使う農業が良い農業であると誤解している 土壤診断に基づく正しい土づくりに対する知識の啓発が必要【農業者】	松本
91	品目横断的経営安定対策が打ち出された平成19年頃と比べると、現在は集落営農づくりに対する熱が冷めきっている 高齢化が進む中で、集落営農は必要な体制である【農業者】	松本
92	有害獣に悩まされているが、中国のチタオでは鹿肉の需要が高い 積極的に加工して輸出を考えてはどうか【農業団体】	松本
93	「農地・水・環境保全向上事業」や「中山間地域等直接支払事業」は必要な対策であるが、あまり要件で縛らないで欲しい【市町村】	松本
94	大北地域の農地の1割がそば、大豆で転作されている 今後の農業施策如何で転作相当の250haが耕作放棄地と化してしまう危険性があり、遊休農地予防の観点から、今ある農地を支えていく作付体制に対する県としての施策が必要	北安曇
95	すばらしい地域資源を活かす、農家民泊を推進すべき	北安曇
96	都市農村交流（ワーキングホリデー）やオーナー制度の実施により、農家の営農支援を進めたい （市町村の代表）	長野
97	今年2月にバイオマスマッシュ構造を策定し、大量に排出されるきのこ廃培地の有効利用を進め、環境にやさしいきのこ産業を進めている（市町村関係者）	北信
98	遊休農地解消対策として具体的な指標を示すべき（農業関係団体）	北信

## 農業施策に対する地区審議会での意見・提言

番号	施策の展開方向	地区名
	基本方向5 働きやすく住み良い農業・農村	
99	資源である農地の宅地化が進んでいる。これにより農業を行う環境が悪化している。農地を守り、農業ができる環境の整備が必要	上伊那
100	生産を拡大するためには、農地基盤(水路含め)の整備が必要。水利施設等の老朽化は、農地の荒廃につながる。土地改良事業への支援が必要	上伊那
101	水路補修が必要な所がある。改修予算を考えて欲しい。	北安曇
	全体	
102	目標を達成するためには、実績をチェックし、問題点を確認しそれを踏まえて次年度の目標を設定するべき 国が、地域ごとの農産物生産額の統計をやめ、進捗管理ができないのであれば、農産物生産額とは違う目標の検討も必要	上伊那
103	県の計画は、地域の計画を積み上げて策定するべき 本年の審議会の開催計画では、審議会（地区部会）で、23年の計画を検討できないので、できるようとするべき	上伊那
104	農業を取り巻く環境は、刻々と変わっており、変化が早くなっている 1年周期より半年周期で先のことを考えるべき 実績について云々するよりも、現状を把握し前へ前へと進むべき	上伊那
105	地域プロジェクトなどでイベントを開催する場合は、地区部会委員へ情報提供されたい	木曽

## 農業者戸別所得補償制度の概要について

## 1 平成 22 年度戸別所得補償モデル対策の概要（下記 2 事業と事務費補助等の総称）

(H22 国予算額 5,618 億円 (事務費を含む))

## 【目的】

意欲ある農業者が農業を継続出来る環境を整え、国内農業の再生を図ることで、食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に發揮されるように農業者戸別所得補償制度の導入を図る。

平成 23 年度からの本格実施に先駆け、平成 22 年度は事業効果や円滑な事業運営を検証するため「戸別所得補償モデル対策」として以下の 2 事業を実施。

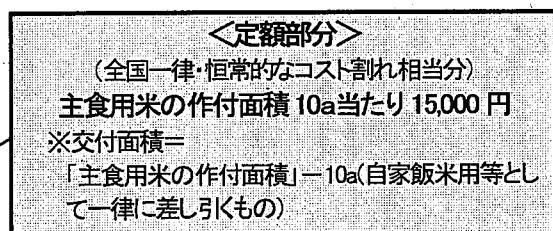
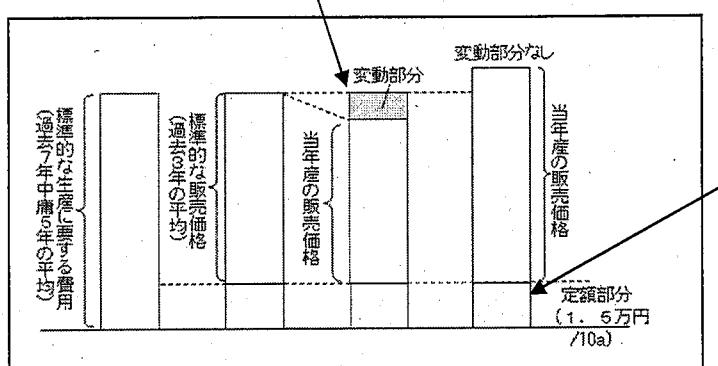
区分	水田利活用自給力向上事業 (H22 国予算額 2,167 億円)	米戸別所得補償モデル事業 (H22 国予算額 3,371 億円)
目的	水田を有効に活用した戦略作物等の生産を推進し、食料自給率の向上を図る	意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整備する
事業内容	水田への戦略作物等の作付けに対する助成	主食用米に対する所得補償
交付対象者	水田に戦略作物等を作付け・販売した農家（集落営農を含む） 米の生産数量目標達成要件なし	「米の生産数量目標（面積）」に即して米の生産を行った販売農家（集落営農を含む）
交付対象面積	助成対象水田への戦略作物等の作付面積	主食用米の作付面積から 10a を控除した面積
主な交付要件	交付対象作物を収穫・販売すること	当年産米の水稻共済加入者又は前年産米の販売を証明する書類を提出できる者であること
交付単価 (10a当たり)	○戦略作物 (国の基準に基づき県が算定) 麦 36,800 円 (激変緩和前 35,000 円) 大豆 35,000 円 飼料作物 28,000 円 (激変緩和前 35,000 円) 新規需要米 (米粉・飼料用米等) 80,000 円 そば・なたね・加工用米 20,000 円 ○その他作物 (激変緩和前: 基本は 10,000 円) 野菜・果樹・花き等 3,000 円～10,700 円 ○二毛作助成 15,000 円 (その他作物は対象外)	(全国一律単価) ○定額部分: 1 万 5 千円 標準的な生産に要する経費と販売価格の差額相当分を交付 (販売価格が下がらなくても交付) ○変動部分: 当年産の販売価格が標準的な販売価格 (過去 3 年平均) を下回った場合にその差額を基に算定した額を交付

## ○米戸別所得補償モデル事業の仕組み

## &lt;変動部分&gt;

22 年産米の販売価格 (全銘柄平均相場価格) が標準的な販売価格を下回った場合に、その差額を変動部分として交付

今年度は、平成 22 年産の全国の相対価格の平均が 11,978 円 / 60kg (袋代、消費税、流通経費等除く) を下回った場合に補てんされることとなる。



## 2 平成 22 年度戸別所得補償モデル対策の加入申請状況

	加入申請数 (6/30 現在)	H21 水稻共済引受戸数		H21 生産調整実 施者割合 ②	①のうち生産調整実 施者の推計(①×②)
		①	うち 10a 未満		
長野県	52,213	72,454	9,911	77.7%	56,300
全国	1,319,277	1,755,763	61,720	67.3%	1,181,800

### 3 平成23年度からの農業者戸別所得補償制度の概要（検討中：8月12日現在）

#### （1）目的

販売価格が生産費を恒常に下回っている品目を対象に、その差額を交付することにより、経営の安定と国内生産力を確保し、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目的とする。

#### （2）対象農業者

対象品目ごとの生産数量目標に従って販売に供する目的で生産する「販売農家」、「集落営農組織（農業生産法人含む）」

#### （3）対象品目

- ①水田作：主食用米
- ②水田作：転作作物（麦、大豆、そば、なたね）
- ③水田作：転作作物（飼料作物、米粉用・飼料用米、WCS稻、加工用米、地域特産物  
（都道府県の判断）
- ④畑作：麦、大豆、てん菜、澱粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

#### （4）支援内容

区分	対応品目				支援内容
	①	②	③	④	
ア. 米の所得補償事業	○				米の標準的な生産費（経営費+家族労働費の8割）と販売価格との差額を10a当たりの単価で補てん【面積払】
イ. 水田利活用の所得補償事業		○	○		転作作物について主食用米と遜色の無い補償水準（現行モデル対策単価）【面積払】 激変緩和措置は「産地資金」として実施
ウ. 畑作物の所得補償事業		○		○	【面積払】と【数量払】を併用した仕組み ・面積払：収入の大幅な減少があった場合でも、農地を保全し、経営体を存続させるために必要な最低限の経費が賄える水準 ・数量払：標準的な生産費（全算入生産費をベース）と販売価格との差額分を60kg当たりの単価で補てん
エ. 変動部分とナラシ	○				米の価格下落に対する支払い。（現行の水田経営所得安定対策のナラシを廃止して一本化する）
加算措置	オ. 品質加算		○	○	品質に対する加算（ウの数量払において品質に応じて単価の増減）
	カ. 再生利用加算	△	○	△	他の農業者の不作付地などで作付けする面積に応じて数年間加算
	キ. 集落営農の法人化加算	○	○	○	集落営農法人化に対する加算（単年度のみ）
	ク. 緑肥輪作加算	(不)	詳		豆類が栽培出来ず3年輪作しかできない地域等での休閑緑肥栽培に加算
	ケ. 条件不利	(不)	詳		中山間地等直接支払制度を拡充（本制度との関係性不明）
	コ. 環境	(不)	詳		農地・水・環境保全対策を拡充（本制度との関係性不明）

（注）・△……カは「対象品目」を作付ける場合に加算されるが、この中に米及び畑作物以外の転作作物が含まれるかは不明

・規模拡大、農地集積、担い手加算について、米に関しては見送る予定であるが、米以外の品目については不明。

#### （5）その他の作物の検討状況

作物名等	検討状況
野菜・果樹	現行の野菜価格安定制度や旧果樹経営安定対策等を基本とした「収入保険」的な制度として検討中。来年度からの実施は考えられていない。
畜産・酪農	現行制度を基本にチーズ向け生乳対策の充実・強化制度の試行などについて来年度から実施出来るかどうか検討中
漁業	来年度から実施出来るよう検討中

（畠作物交付金イメージ）

